

2025年11月26日

各 位

会 社 名 株式会社イクヨ

代表者名 代表取締役社長 孫 峰

(コード 7273 東証スタンダード市場)

問合せ先 取締役 飯野 英明

(TEL: 046-285-1800)

取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度及び 業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、当社取締役(社外取締役を除く、以下「対象取締役」という)に対する譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型株式報酬制度(以下「本制度」といいます)の導入を決議し、本制度に関する議案を 2026年1月28日開催予定の臨時株主総会(以下「本株主総会」といいます)に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の対象取締役に、当社企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、中長期的な企業価値向上に向けた取り組みや株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

当社の取締役の金銭報酬の額は、2000年6月26日開催の第61回定時株主総会において年額240百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)としてご承認をいただいております。本株主総会では、上記の報酬枠とは別枠にて、本制度を新たに導入し、対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

(2) 本制度の導入

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式及び業績連動型株式の付与のために金銭債

権及び納税充当資金としての金銭を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、 本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを 条件といたします。

2. 本制度の概要

本制度において対象取締役は、取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社普通株式について発行又は処分を受けます。本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、譲渡制限付株式報酬制度について年額 170 百万円以内、業績連動型株式報酬制度(以下「パフォーマンスシェア ユニット制度」という)について連続する4事業年度の各評価期間につき交付時株価(本制度に基づく新株発行又は自己株式処分に係る募集事項決定決議を行う取締役会の開催日の前営業日における当社普通株式の東京証券取引所における普通取引終値)に 900,000 (後述する各評価期間につき交付できる株式数の上限)を乗じた額以内とし、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、当社の取締役会にて決定いたします。

本制度により当社が新たに発行または処分する普通株式の総数は、譲渡制限付株式報酬制度について年140,000 株以内、パフォーマンスシェア ユニット制度について連続する4事業年度の各評価期間につき900,000 株以内(ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする、当社の普通株式の無償割当てを含む株式分割又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する)とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

なお、各制度の概要は以下の通りです。

「譲渡制限付株式報酬制度 |

1. 本制度の概要

本制度は対象取締役に対し、譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬債権を支給し、この金銭報酬債権を出資財産として現物出資させることで、対象取締役に当社普通株式を交付し、かつ、交付した株式に一定期間の譲渡制限を付した上でこれを保有させるものです。

本制度に基づく当社普通株式の交付に当たっては、当社と対象取締役との間で、「2. 本割当契約において定める内容の概要」を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当 契約」という)を締結するものとします。

2. 本割当契約において定める内容の概要

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本譲渡制限付株式の各交付日が属する事業年度に係る有価証券報告書(ただし、各交付日が事業年度開始後 6 か月以内の日である場合は当該事業年度に係る半期報告書)の提出日から交付後 5 年が経過する日までの間で、当社取締役会が定める期間(以下「本譲渡制限期間」という)本割当契約により割り当てを受けた当社普通株式(以下「本割当株式」という)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

(2) 譲渡制限の解除

対象取締役が、本譲渡制限期間の開始日以降、当社取締役会が定める期間(以下「役務提供期間」という)継続して当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、そのすべての株式について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

(3) 本割当株式の無償取得

対象取締役が役務提供期間の満了前に、当社の取締役会が正当と認める理由以外の理由により当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位も喪失した場合、当社は、本割当株式を当然に無償で取得することができる。

また、当社は譲渡制限期間の満了した時点において、上記(2)の定めに基づき 譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得することができる。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が当社の指定する金融機関に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理する。

(5) 組織再編等における取り扱い

上記(1)の定めに関わらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該再編行為等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除することができるものとする。

(6) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定 の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。 「パフォーマンスシェア ユニット制度」

1. 本制度の概要

本業績連動型株式報酬制度は、各対象取締役に対し、当社取締役会が定める期間(以下「評価期間」という)中の評価指標を当社取締役会にてあらかじめ設定し、当該評価指標の達成度等に応じて算定する数の株式を付与するための金銭報酬債権を支給し、この金銭報酬債権を出資財産として現物出資させることで、対象取締役に当社普通株式を発行又は処分(以下「交付」という)し、かつ、交付に伴い生じる納税資金(株式報酬に伴う税負担に充当するための資金)に充当することを目的とした金銭を支給する業績連動型の株式報酬制度(パフォーマンスシェア ユニット)です。

なお、初回の評価期間は、当社の 2027 年 3 月期から 2030 年 3 月期とし、以降は原則として連続する 4 事業年度を評価期間として、本議案で承認を受けた範囲内で、本制度の実施をすることができるものといたします。

対象取締役への当社普通株式の支給は評価期間終了後に行うため、本制度の導入時点では、各対象取締役に対してこれらを交付するか否か、及び当社普通株式交付のための金銭報酬債権の額のいずれも確定しておりません。

2. 本制度における金銭報酬債権の額の算定等

(1) 金銭報酬債権の額の算定方法

本制度により対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の額は、対象取締役に対して最終的に割り当てる当社の普通株式の数(以下「最終割当株式数」という)に業績評価期間終了後に開催される当該割当のための株式の発行又は処分を決定する取締役会の決議日(以下「割当取締役会決議日」という)の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値を基礎として対象取締役に特に有利にならない価額を乗じることにより算定される。最終割当株式数は、取締役会においてあらかじめ定めた役位ごとの基準株式数に、業績目標等の達成度合いに応じた比率を乗じた数とする。

(2) 対象取締役に対する当社株式の割当条件

当社は、対象取締役が次の各号のいずれの要件をも満たした場合または取締役会が本制度の趣旨を達成するために必要と認めた場合に、業績評価期間終了後、対象取締役に対して最終割当株式数の当社の普通株式を割り当てる。

- 1)対象取締役が、業績評価期間中、継続して、当社の取締役会があらかじめ定める地位にあったこと
- 2) 取締役会で定める一定の非違行為がなかったこと

なお、当社は、業績評価期間中に新たに就任した対象取締役が存在する場合または業績評価期間中に対象取締役が正当な事由により当社の取締役会があらかじめ定める地位から退任した場合(死亡により退任した場合を除く)には、当該対象取締役または退任者に割り当てる当社の普通株式の数を、在任期間等を踏まえて合理的に調整する。また、

業績評価期間中に対象取締役が死亡する場合には、取締役会の決議により、当社の普通 株式に代えて、在任期間等を踏まえて合理的に調整した額の金銭を、当該対象取締役の 承継者となる継続人に対して支給する。

3)組織再編等における取扱い

当社は、業績評価期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合、当該時点において権利が確定していないパフォーマンスシェア ユニットについて、株式等の交付は行わない。

3. ご参考

本株主総会で対象取締役に対する本制度の新たな導入についてご承認いただけましたら、当社の執行役員及び一部従業員、子会社役員に対してもパフォーマンスシェア ユニット制度を割り当てる予定です。

(あくまで将来の予定であり、現時点では未定です)

以 上